

政策調整会議の概要

開催日 平成 23 年 2 月 17 日 (木)

◎項 目

1 当初予算の概要について【総務部】

◎内 容

1 当初予算の概要について【総務部】

総務部から当初予算及び2月補正予算の概要について説明を行い、主要施策について担当部局から補足説明を行った。

【概要】

- ・平成 23 年度当初予算額は 3 年連続対前年度比増の 4,337 億円余りである。また、普通建設業費についても対前年比 53 億円増の 807 億円余りである。来年度は、特に既存の施策をさらにバージョンアップ、施策の実効性をより高めるという予算となっている。なお、過去と比較した予算規模は平成 18 年度並であり、単独普通建設事業費についても平成 15 年度以降で最高規模の予算額を確保している。施策の実効性をより高め、具体的な成果に結びつけるための予算編成とした。
- ・また、国の交付金による基金などを活用し、一般財源はほぼ前年並みの 3,013 億円余りを確保した一方で、県債残高については、238 億円の減少となり、引き続き 200 億円程度の逡減傾向を維持している。なお、当初、地方交付税の別枠加算が廃止されるという前提で見通しを立てていたところ、結果的に維持されることになったため、収支不足額の圧縮、財調基金の積み増し可能となり、財政の健全化の取り組みを引き続き推進している。
- ・歳入面では、一般財源は昨年度並みとなっている。特定財源は国庫支出金が 10 億程度減となっているが、国の経済対策で積み立てた基金を取り崩すなどして 71 億円余り伸びている。
- ・歳出面では、経常的経費はほぼ昨年同額となっている。また投資的経費のうち、普通建設事業費は補助事業費が 2 億円程度落ちているものの、主に基金事業を充当し、単独事業費でカバーすることにより 53 億円伸ばしている。
- ・2 月補正予算は総額で 16 億 4,000 万円の減額となっている。まず、地域活性化交付金の活用や普通建設事業費の積み増し、「地域の安全安心推進事業費」等の積み増しなど、国の交付金等を活用した切れ目のない経済対策を実施する。また、交付税措置のない起債の借り換え中止や退職手当債の借り入れの中止、繰上償還の実施などで後年度負担の一定の縮減を図り、財政の健全化を推進する。
- ・なお、経済対策として配分された交付金のうち、特に住民に光をそそぐ交付金については想定を上回る 11 億円程度を確保することができ、県民 1 人当たり全国 1 位という手厚い配分となった。

(産業振興推進部)

- ・産業振興計画は、改革のための 3 つの基本方向を「足下を固めて活力ある県外市場に打って出る」「産業間連携の強化」「足腰を強め、新分野への挑戦」として取り組んでいるが、来年度に向け計画のバージョンアップを図る。
- ・具体的に、改定の柱の第一は「外商活動のさらなる展開を図るとともに、『ものづくりの地産地消』を抜本的に強化する」こととし、総合相談窓口「ものづくり地産地消センター（仮称）」を設置して事業者間のマッチング支援機能を強化する。また、ものづくりを奨励するための人的、資金的な支援の強化として、工業技術センターに新たに完成する食品加工研究棟の活用や機械・設備の開発を支援する補助制度を拡充する。
- ・第二は「『龍馬ふるさと博』を核としたポスト龍馬博の展開」として、「龍馬博」の盛り上がりを

継続させ、県内全域にその効果を行き渡らせるため、広域ブロックごとの観光地づくりに力を入れていくとともに、「国際観光推進元年」として外国人観光客の誘致に取り組む。

- ・第三は「新エネルギーを産業振興に生かす」こととし、太陽光発電や小水力発電の導入など高知県の強みである自然環境を新エネルギーとして活用し、地域の産業振興や活性化を図る。
- ・第四に、産学官の連携強化として、産学官連携会議を設置し、相互の情報共有や交流の促進を図り、現場のものづくりの活動や産業創出に活用する。
- ・第五に、地域産業の育成と事業化支援の強化のため、従来から取り組んでいる地域拠点ビジネスをさらに推進する。

(商工労働部)

- ・産業振興計画の推進及び企業立地と設備投資の促進対策として、県内企業の新たな起業や事業者の育成及び県外企業の誘致、またものづくりの地産地消を進める上で不足する業種の誘致などを促進するため、全国トップクラスの補助制度となるように企業立地補助金制度の要綱を改正する。
- ・改正案としては、土地取得を伴う新增設については一律5%引き上げる。また、県内農林水産物を活用する地域資源活用型事業は投資額要件を「1億円超」から「5,000万円以上」に引き下げ、補助率を5%引き上げる。また、先端技術産業や一般については投資額要件を「1億円超」から「5,000万円以上」に引き下げる。なお、投資額1億円以上かつ新規雇用20人であればさらに5%加算する。併せて、特別事業加算を受けた事業のうち、各部において産業振興に資する事業と選定され、投資額が5億円以上または30人以上の雇用の必須要件とその他付加要件を満たしたものは、産業振興推進本部会議で特定重点事業の認定を行い、産業振興推進本部メンバー及び学識経験者や税理士で構成する審査会を経た後、さらに補助率を10%あるいは20%加算する。付加要件については間接雇用の状況や製造出荷額、取引企業数、県内原材料の使用割合などを現在検討している。
- ・また、企業訪問体制の強化として、企業ニーズの迅速な把握ときめ細かな情報の提供ができるよう、市町村とも連携しながら、支援体制の充実を図る。

(健康政策部)

- ・予防可能ながんの徹底的な対策として、ウイルス性肝炎対策のため、無料で血液検査を実施し、感染が判明した場合の治療費についても助成を行う。また、子宮頸がんの予防ワクチン接種についても、国の交付金も活用しながら中学1年生～高校3年生相当を対象に無料で予防接種を行う。
- ・高知県歯と口の健康づくり条例が4月1日から施行になるため、歯科保健に関する様々な実態調査を大規模に実施し、現状や課題を明らかにした上で、条例に基づく基本計画を策定する。
- ・医師確保については、今年度の県民世論調査で、医師確保対策をはじめとする医療体制の整備に強い期待が寄せられていることから、来年度は即戦力の医師を県外から確保する対策に特に力を入れていく。

(地域福祉部)

- ・あったかふれあいセンターについては、来年度31市町村40カ所で活動が展開される予定であり、これまでの取り組みをさらに拡充して、地域での支え合いや相談・訪問活動を強化し、平成24年度以降の継続に向けて取り組む。
- ・中山間地域における介護、障害福祉サービスについては、サービスを提供するための訪問や送迎に時間を要する場合の経営効率が悪く、サービスが行き届いていない状況にあることから、事業者が遠隔地の利用者にも無理なくサービスを提供できるように、訪問送迎に要する時間に応じて助成を行う制度を創設し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような環境づくりに取り組む。
- ・認知症については、これまで専門の医療機関がなかったため、新たに認知症疾患医療センターを設置し、医療と介護が連携した支援体制を強化していく。
- ・発達障害者についても、発達障害の専門医師が不足していることから、世界的権威のクリストファ

- 一・ギルバーク教授による講演会や技術研修などの実施により専門の医師を養成しながら、地域での早期発見・早期療育の体制づくりを強化する。
- ・出会いのきっかけ交流会はさらに開催回数を増やし、より一層の出会いの機会を提供していきたい。
- ・なお、4つの施策に共通する施策として、福祉を支える担い手の育成と確保のために、高知県社会福祉協議会に新たに福祉研修センターを設置し、福祉専門職と地域福祉の担い手の育成を総合的に推進することと併せて、福祉人材センターのマッチング機能の強化と新たな人材の確保に取り組む。

(副知事)

- ・2月議会では、事前の会派説明で出た意見などに対して明確な説明ができるように準備してほしい。
- ・産業振興計画における産学官連携の取り組みについては産業振興推進部、商工労働部からしっかりと説明する必要があるので、想定問答等の対応をお願いしたい。

【意見交換】

- ・道路の維持修繕などに26億円とあるが中身はどんなものか。
→「地域の安全安心推進事業費」が主で、各土木事務所所長の裁量により、経済対策の観点も含めた地域の様々なニーズにきめ細かく対応する。
- ・教育改革における「施策の『詰め』」とは具体的にどういうイメージか。
→これまでいろいろ施策を進めてきたが、打ちっぱなしの部分があった。平成23年度までに学力や体力・運動能力を全国水準に引き上げるという公約に向けて、学校や先生一人一人に行き渡っているかどうかを詰めていこうという意味。例えば、実施した研修などが実際にどう生かされてどう広がったかまで1つずつ詰めて報告書もいただく、という形を考えている。